

2023年度事業計画

自 2023年4月 1日

至 2024年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方針.....	2
2. 事業計画.....	4
2.1 船舶等振興業務.....	4
2.1.1 補助事業.....	4
(1) 海洋船舶関係事業.....	4
(2) 公益・福祉関係事業.....	6
2.1.2 協力援助事業.....	7
2.1.3 情報公開事業.....	8
2.1.4 調査研究事業.....	8
2.1.5 社会変革推進事業.....	8
2.1.6 海洋連携推進事業.....	9
2.1.7 寄付文化醸成事業.....	9
2.1.8 ビル運営事業.....	9
2.1.9 貸付事業.....	9
2.1.10 監査.....	9
2.2 船舶等振興業務以外の業務.....	10
2.2.1 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業.....	10
2.2.2 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築事業.....	10
2.2.3 障害者就労支援事業.....	10
2.3 収益事業.....	11
2.3.1 施設貸与事業.....	11

1. 方針

モーターボート競走事業は、業界一丸となった施策が実を結び、ここ数年その売上は順調に増加を辿ってきているが、新型コロナウイルス感染症による規制が緩和されたことなどにより、2022年度と比べ微減（▲1.6%）の売上予測が示された。

当財団としては、事業の決定プロセスにおける透明性の確保と説明責任を果たし、社会課題の解決に向け資源を最大限活用して公益活動を推進し、支援の裾野を広げていくことで、モーターボート競走法により指定された船舶等振興機関並びに公益財団法人としての責務を果たしていく。

共助の精神を育み、「みんながみんなを支える社会」を実現すべく、複雑化した社会のニーズをいち早く捉え、ソーシャルイノベーションのハブとなり、市民、非営利法人、企業、政府、国際機関などと連携し、民の立場で公の仕事を補完する存在として事業を行う。

四方を海に囲まれた我が国において、海事に関する事業の中でも、海事産業の振興に関する事業や海の恩恵に国民が想いを馳せる契機となるような事業に一段と注力していく。

国内外に数多ある社会課題の中でも、子ども、高齢者、障害者を取り巻く社会課題を事業の柱とし、「ダイバーシティ&インクルージョン」の実現に向け、未来志向で取り組んでいく。2023年4月からこども家庭庁が設置されることを契機と捉え、子どもに関するテーマをより重視し取り組む。

我が国において、毎年のように発生する超大型台風や、命の危険が伴う豪雨災害に対する緊急支援の実施とともに、大規模な地震や新興感染症などの来るべき災害にも備えるべく、災害復興支援特別基金を計画的に造成していく。

ロシアのウクライナ侵攻による避難民への人道支援を、民の立場から、継続して行っていく。

これらの活動の成果を一層高めていくためにも、企業や行政とも積極的に連携を図ると共に、複雑化する社会課題の解決策の事業化を図っていく。

また、企業や個人による新たな寄付の仕組みを検討し具体化させることで、寄付金による社会課題解決のための事業を活性化させ、我が国における寄付文化の一層の醸成を図っていく。

加えて、行政より担い手として選定された事業等、船舶等振興業務以外の業務にも引き続き取り組んでいく。

2023年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立ち、以下のよう
に作成及び編成した。

業務の遂行に当たっては、公正かつ効率的に実施するとともに、透明性を一
層高め、活動理念を見据えながら、「フィランソロピー実践のための七つの
鍵」を活動指針とし実践する。

活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

活動指針「フィランソロピー実践のための七つの鍵」

- (1) あまねく平等にではなく、優先順位を持って、深く、且つ、
きめ細かく対応すること
- (2) 前例にこだわることなく、新たな創造に取り組むこと
- (3) 失敗を恐れずに速やかに行動すること
- (4) 社会に対して常にオープンで透明であること
- (5) 絶えず自らを評価し、自らを教育することを忘れてはならない
- (6) 新しい変化の兆しをいち早く見つけて、それへの対応をすること
- (7) 世界中に良き人脈を開拓すること

2. 事業計画

2.1 船舶等振興業務

2.1.1 補助事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

わが国の造船・船用業界は、新造船建造量の低迷が続いているが、2020年より導入されたIMO(国際海事機関)による船の排出ガス規制を受け、省エネや環境性能でリードする日本の造船・船用事業者の受注回復が期待されている。しかし、受注回復を確実にするには、中国及び韓国との厳しい価格競争を打開する必要があるとあり、従来の建造体制の効率化や技術者不足を解消する具体策を講じるだけでなく、高付加価値の技術開発による差別化が求められている。そこで、当財団は関係する業界の動向を注視しながら、カーボンニュートラル社会の実現に向けた次世代燃料を適用した環境負荷低減船の開発や、安全で効率的な海上輸送を目指す船舶運航の自動化など、造船・船用業界のイノベーションを促進する事業を支援する。

海洋開発分野においては、日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムが取り組む日本の海洋開発技術者の育成を中心として、この分野において有数の知識と経験を持つ海外の研究機関等と連携した技術開発を推進し、世界に遅れを取ってきたわが国の海洋エネルギー・資源開発を促進すると共に、海洋産業の国際競争力の向上に貢献する。

国内の海洋政策については、海洋基本法に基づき実施される海洋基本計画の第4期と当財団の取り組みの調和と差別化を図りながら、専門人材の育成・確保、小中学校・社会教育施設等における海洋教育の推進、海洋に関する国民の理解増進に関して、成果をより一層増幅させるよう活動する。また、海洋ごみ対策を効果的に推進するため、政府及び自治体や非営利団体、企業や学術研究者、報道機関など多様な関係者とネットワークを構築し、課題解決に向けた案件の形成に注力していく。

海外においては、ますます拡大する海上交通に伴う海難事故による被害の深刻化、水産資源の乱獲や海洋環境の汚染など、日々刻々と問題が複雑化しているため、改めて法の秩序に基づく海洋の総合的管理の実現に向けた各国の協調体制の構築が求められている。また、わが国の周辺海域では、大陸棚の延長や領海問題など、近隣諸国との関係も含めて対応を迫られる

課題が山積している。個々の政府による一方的、単一的な対策では、世界が直面する海洋の諸問題に対処することは極めて困難であるため、国連やIMOなどの国際機関、各国の政府、海上保安機関などと協働して対策を促進し、共通の問題解決に向けた諸外国との連携体制を推進、強化することを目指し、国内における多様な関係者との取り組みを進めていく。

以上のとおり、次世代に豊かな海を引き継ぐために、海洋の総合的管理の視座のもと、学校教育における海洋教育の普及促進から、国際的課題に的確に対処できる人材の養成まで、一貫した人材育成に取り組んでいく。また、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動を、産官学民と連携して異分野異業種も巻き込んで推進すると共に、全国の様々な地域で次世代を担う子どもや若者を中心に、多様な人が海への好奇心を持ち、行動を促すムーブメントを起こすことを目的とした「海と日本プロジェクト」や海の日行事などの動きも含めた国内における各種制度の構築や社会的な環境整備を図る。

2023年度も引き続き、多様な分野、関係者をつなぎ、海の未来に夢を描きながら、新たな価値の創出と変革を目指して、下記に掲げる支援の柱のもとに事業を展開する。

1) 海と船の研究

- ア. カーボンニュートラル社会の実現に向けて、次世代燃料を適用した環境負荷低減船や洋上風力発電等の再生可能エネルギーに関する技術開発、海上物流のデジタル化の実証実験及びその経済効果、産業影響の分析等、産業基盤の強化を図るための活動
- イ. 世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集、海底地形を解明するための国際的な取り組み、海洋開発分野をはじめとした人材育成

2) 海をささえる人づくり

- ア. 国際機関や研究機関等との連携をとりながら、海洋問題に対して科学的知見を踏まえて効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成や国内外の幅広いネットワーク構築を図るための活動
- イ. 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動
- ウ. 地球規模で進行する海洋生物資源の減少などに対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 海の安全・環境をまもる

- ア. わが国の「海洋基本法」に基づき、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく

総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるための民間の活動

- イ. 国際的な海洋管理のための新たな枠組みの構築、法の秩序・遵守に基づく海上安全及び海洋環境保全の確保を促進させる活動
- ウ. 海洋ごみや海洋酸性化等の環境問題に対処するために企業、研究機関や地域コミュニティなどの関係者と科学的知見に基づいた取り組みを推進する活動

4) 海と身近にふれあう

- ア. 生活をとりにくく様々な場や機会を利用して、次世代を担う子どもたちを中心に、海への関心を高めるとともに、海と関わる行動へとつなげるための活動
- イ. 学校や博物館等の教育機関や自治体等の多様な地域関係機関との連携により実施する海や船に関する事業や体験学習等を通じた理解促進活動
- ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動
- エ. わが国の学校教育や社会教育等における海洋教育を広く推進する活動

(2) 公益・福祉関係事業

国や地方自治体の厳しい財政状況や人口減少、高齢化、少子化など、変革期を迎えたわが国は多くの社会課題を抱えており、またこれらの社会課題は刻々と複雑化し、細分化している。

このような状況に迅速かつ柔軟に対応しながら、「公」の仕事を「民」の立場から支え、助成先とのパートナーシップを通じて、個性豊かで活力に満ちた、みんながみんなを支える社会を作り出すことを目指し、次のテーマを柱に支援を行なう。

- 1) あなたのまちづくり（つながり、支えあう地域社会）
 - ア. 障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくり
 - イ. 地域にひらかれた福祉施設整備の推進
- 2) みんなのいのち（一人ひとりを大事にする地域社会）
 - ア. 在宅看取りの推進
 - イ. 医療依存度の高い子どもと家族を地域で支える取り組み
- 3) 子ども・若者の未来（人を育み、未来にわたす地域社会）
 - ア. 子どもが家庭で健やかに暮らすための取り組み
 - イ. 困難に直面する子どもの生き抜く力を育む居場所づくり

4) 豊かな文化（豊かな文化を培う地域社会）

ア. 新しい手法による日本の文化・芸術活動を促進させる取り組み

2.1.2 協力援助事業

本事業は、国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う事業である。

1) 国内においては、対象とする事業の分野は、2.1.1 補助事業（1）海洋船舶関係事業及び（2）公益・福祉関係事業と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。また、災害（地震、豪雨、台風など）に対する緊急支援活動及びロシアのウクライナ侵攻により日本に避難したウクライナ人避難民に対する緊急支援を実施する。

2) 海外においては、国境を越えた多国間で貧困、飢餓、疾病、紛争など多くの課題が山積している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない上記のような諸課題に対応するには、問題の本質や所在、ニーズを的確に捉えて、迅速かつ効果的な支援を多様な関係者との連携の下で行うことが不可欠である。また、有効な解決方法を模索し実践につなげていくため、豊富な知識と経験をもとに活動する各国・機関における人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2023年度は、以下の3本柱のもと、国連・国際機関、NGOをはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取り組みを支援する。

ア. 世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースを活用した国際連携、日系社会に対する支援など、諸課題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

イ. 人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）

食糧増産のための農業技術支援、障害者の高等教育支援及び就労支

援、基礎教育の向上、コミュニティ開発、平和構築、困難な状況に置き去りにされている方々への支援を通じて、社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることができる社会の構築を目指す。

- ウ．水産資源の枯渇や気候変動に伴う海洋環境の変化などをはじめとした国際的な海を取巻く問題が世界規模で進行する中、組織や分野、国を超えて取り組みや行動の起こせる“海の世界の人づくり”（人材育成）と、人づくりを通じた国際的なネットワークや連携の構築を目指す。

2.1.3 情報公開事業

本事業は、財団の活動状況について積極的に情報発信・公開を行い、モーターボート競走事業と公益活動に対する一般市民の関心や理解を広める。また、多様なセクターと連携し、双方向のコミュニケーションを図ることにより、社会貢献活動への参加意識の醸成や参画機会の創出を促進することで、ソーシャルイノベーションのハブとして社会課題を解決へと導く一助とする。

2.1.4 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘並びに補助事業の質的向上を図ることを目的とした調査研究を行うとともに、補助事業の評価を実施するものである。

海洋・船舶関係では、世界的な海洋に関する現状の調査及び課題の探究と国際的な連携の構築・推進を図り、新規事業形成に向けた調査・研究を行う。

公益・福祉関係では、社会の変化に伴い課題が多様化かつ複雑化し、子どもや障害者、並びに高齢者を取り巻く環境も大きく変化している中で、困難を抱える人々に寄り添い、地域に根ざした課題解決の先進モデルを実践していく。また大規模災害に対する復興支援を迅速かつ柔軟に実行する。

海外に関する事業においては、国際的な視座を持ち、各国政府や国際機関と連携しながら、ハンセン病の制圧活動、平和構築や食糧支援をはじめとする人道支援を実施する。

2.1.5 社会変革推進事業

本事業は、適切な担い手が不在であり早急に取り組む必要のある社会課題に対して、その解決のために先駆的かつ波及効果の期待できる事業の補助事業化を目指しつつ、社会のニーズに対応して財団自らが実施する。

2.1.6 海洋連携推進事業

本事業は、世界規模で進行し、多様なセクターが連携して解決すべき海洋に係る諸課題に対し、財団自らが主体となって、課題解決に向けた機運を醸成するため、国内外の様々な関係者との連携・協調を先導する事業である。

特に、単一の組織や分野だけでは対応しきれない海洋ごみや海洋化学汚染、海洋酸性化等に係る諸課題の解決、持続可能な海洋開発のための技術イノベーション、世界の海上保安機関の連携強化、そして各施策を効果的に推進するためのデータ・エビデンス蓄積を目的とした調査、人的ネットワークやプラットフォーム構築を通じて、様々なセクターとの関係性をより強化し、日本のみならず組織や国を越えて海外の政府や企業とも連携を進める。日本国内では、各地の市民が主体的に実施する次世代に豊かな海を引き継ぐための事業を、財団がネットワーク化し全国規模のムーブメントとすることで効果を最大化し、もって国民が海への関心や好奇心を高め、日本のみならず地球規模で海の課題を考えられるようになることを目指す。

2.1.7 寄付文化醸成事業

本事業は、寄付文化を醸成するとともに、寄付金による社会課題解決のモデルケースを実施する事業である。2023年度も寄付者の意向に沿った事業の企画・提案を行うとともに、寄付文化醸成のために必要な事業（一般寄付者向けの周知活動、遺贈の普及活動、企業との連携による事業等）を行い、併せて寄付の受け入れを行う。

2.1.8 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.9 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う。2023年度は、低・脱炭素船舶建造資金貸付制度を創設し、カーボンニュートラル社会の実現に向けた環境負荷低減船の建造を支援する。

2.1.10 監査

助成事業（補助及び協力援助）並びに寄付金による支援事業について

て、それらの事業が目的に従って誠実に実施されているか、事業者に対し、実地又は書面による監査を行う。また上記事業及び社会変革推進事業が効率的に実施され、期待される成果が得られたかの有効性・波及性の効果を測定する事業評価を行う。なお事業評価は、当財団独自の評価手法（監査部評価）の策定を目指す。

2.2 船舶等振興業務以外の業務

2.2.1 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、2013年に当財団が外務省より、ミャンマー少数民族武装勢力の支配・影響を受ける地域における紛争被害者を対象とした生活向上支援事業の担い手として選定されたことから、「ミャンマー少数民族武装勢力支配地域等における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業」として人道支援に取り組んできた。

こうしたなか、2021年2月に発生した政変以降、国軍と少数民族武装勢力及び反政府勢力との間の紛争により、紛争被害者が増加し続け、依然として収束の兆しはみえていない。このような混迷を深める状況下においても、当財団は、引き続きミャンマー政府と少数民族武装勢力の両者の合意・連携の下、紛争被害者への一貫した人道支援（食糧、住居・学校建設など）を通して、ミャンマー和平に寄与していく。

2.2.2 海洋開発技術者育成のための関連調査並びに人材育成プログラム構築事業

本事業は、海洋開発関連産業に係る企業からの拠出金等を活用し、環境問題に対応する技術の研究開発や海洋資源・エネルギー開発に携わるわが国技術者の確保を目的として実施する事業である。

2023年度は、海洋開発技術者の確保・育成に向けた、産学官公連携による人材育成システムの構築を目的に、各種調査やセミナー等を実施する。

2.2.3 障害者就労支援事業

本事業は、福祉的就労における工賃向上による障害者の経済的自立の促進を目的に、障害者の就労支援の一環として、自治体が認定する共同受注窓口等を活用した工賃向上モデルを構築し、その有効性を検証のうえ、全国に展開するものである。

2023年度は、行政からの受託事業をもとに、本モデルの更なる実績を積み上げ、全国展開への基礎を構築する。

2.3 収益事業

2.3.1 施設貸与事業

本事業は、当財団が寄付により受け入れ所有するベルズ原宿ビルを営利目的で事業を行う法人等に貸与する事業である。その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。